

し尿等の収集処理手数料

令和元年10月1日改定

＼	基本手数料 (18リットル当たり)			割増手数料 (消費税相当額を含む。)	最低手数料
	収集手数料	処理手数料	計 (消費税相当額を含む。)		
出雲地域	円 171.60	円 19.80	円 191.40	1 各地域の市街地からの距離が6キロメートル以上で市長の定める区域は基本収集手数料の2割増とする。 2 くみ取り車両の往来に困難な区域で市長の定める区域は基本収集手数料の1.5割増とする。 3 ホースの延長が60メートル以上90メートル以下の場合には110円、90メートルを超える場合は220円を加算する。	1回のくみ取りが90リットル以下のときは90リットルに相当する基本収集手数料とする。
平田地域	184.80	19.80	204.60		
佐田地域	207.90	19.80	227.70		
多伎地域	174.90	19.80	194.70		
湖陵地域	171.60	19.80	191.40		
大社地域	171.60	19.80	191.40		
斐川地域	181.50	19.80	201.30		